

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○管理美容師及び管理美容師資格認定講習会の指定 (食と暮らしの安全推進課)	一	ページ
○家畜伝染病の発生 (畜産課)	一	
○保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課)	二	
○保安林の指定施業要件の変更の予定 (同)	二	
○道路の供用開始 (道路課)	二	
○都市計画変更の図書の写しの縦覧 (都市計画課)	三	
○宮城県登米総合産業高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件) (教育庁高校教育課)	三	
○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課)	三	

告 示

○宮城県告示第四百七十三号
美容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定による管理美容師資格認定講習会及び美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定による管理美容師資格認定講習会として、次のとおり指定した。
平成二十九年五月十六日
宮城県知事 村 井 嘉 浩
一 講習会の主催者の名称及び所在地
公益財団法人美容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目七番二十六号

二 講習会の日程及び会場

1 管理美容師資格認定講習会

(一) 日程

平成二十九年十月十六日(月)、同月二十三日(月)及び同月三十日(月)

(二) 会場

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

東京エレクトロンホール宮城

2 管理美容師資格認定講習会

(一) 日程

平成二十九年十月十六日(月)、同月二十三日(月)及び同月三十日(月)

(二) 会場

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

東京エレクトロンホール宮城

三 受講料

一人につき一万八千円

○宮城県告示第四百七十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十九年五月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 畜種

牛(黒毛和種)

三 患者及び疑似患者の区分並びにその頭数

患者 一頭

四 発生の場所又は区域

栗原市

五 発生年月日

平成二十九年五月八日

六 患者の取扱い

法令殺

○宮城県告示第四百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年五月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市鹿島台深谷字堀籠二〇の二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市鹿島台大迫字瀧沢三八から四九まで、鹿島台広長字念仏壇四の一（次の図に示す部分に限る。）、字桂沢一番一の一、一の一、二、三の一、字鳥屋場三、三の一から三の三まで、三の七、四、四の一、五から七まで、八の一、八の二、八の四、一一、字中道西二六、二六の一から二六の六まで、字赤沢入五、九、一二、一六の一から一六の三まで、字権兵衛鳥屋一、一の一、四から六まで、九、字赤入道一

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及びその関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十九年五月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市松山長尾字丸山入三七の一、三八の一から三八の三まで、三九から四一まで、松山金谷字二ノ沢三三、三五の一、三九の一、三九の二、字桜待井八二、八四、八六から八九まで、九一から九三まで、九八の一、一〇〇、一〇二の一、松山下伊場野字石宮五八、五九、六〇の一、六一の一、六二の一、六四の一、六四の二、六五の一から六五の七まで、六五の九、六五の一〇、六五の一七、六六の一、六六の三

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年五月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	本吉郡南三陸町戸倉字津野一四番一地从先から同郡同町戸倉字千谷九一番一地从先まで	平成二十九年五月十八日

○宮城県告示第四百七十八号

南三陸町から志津川都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 志津川都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設

2 名称 志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百七十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県登米総合産業高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十九年三月三十日次のとおり委託した。

平成二十九年五月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

○宮城県告示第四百八十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県登米総合産業高等学校の農産物の産直なかだ愛菜館における販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十九年三月三十日次のとおり委託した。

平成二十九年五月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

登米市中田町石森字本町九十五番地一

二 委託期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年五月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

地域の名称

登米市迫町北方字舟橋九十八番、百三番、同字舟橋前百十九番、百二十番、百十九番地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

東京都目黒区祐天寺二丁目八番十六 株式会社第一運輸